

第十九号議案

江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第五十六条第八項及び第九項」を「第五十六条第七項及び第八項」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

# 第19号議案

別表第1（第3条関係）

世帯の階層区分		年齢区分による利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付世帯	0円	0円	0円	
B	A階層を除き、区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
C	A階層及びB階層を除き、区市町村民税課税世帯	均等割のみの課税世帯	1,900円	1,300円	1,300円
D <sub>1</sub>	所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400円	2,000円	2,000円	
D <sub>2</sub>	所得割課税額が5,000円以上15,000円未満である世帯	3,100円	2,700円	2,600円	
D <sub>3</sub>	所得割課税額が15,000円以上48,600円未満である世帯	6,800円	5,600円	5,600円	
D <sub>4</sub>	所得割課税額が48,600円以上51,600円未満である世帯	8,400円	7,400円	7,300円	
D <sub>5</sub>	所得割課税額が51,600円以上60,000円未満である世帯	9,500円	9,400円	9,300円	
D <sub>6</sub>	所得割課税額が60,000円以上77,101円未満である世帯	15,600円	11,000円	10,900円	
D <sub>7</sub>	所得割課税額が77,101円以上97,000円未満である世帯	19,400円	12,900円	12,800円	
D <sub>8</sub>	所得割課税額が97,000円以上115,000円未満である世帯	21,800円	14,500円	14,400円	
D <sub>9</sub>	所得割課税額が115,000円以上135,000円未満である世帯	24,000円	16,000円	15,900円	
D <sub>10</sub>	所得割課税額が135,000円以上150,000円未満である世帯	25,900円	17,200円	17,100円	
D <sub>11</sub>	所得割課税額が150,000円以上169,000円未満である世帯	27,900円	18,500円	18,300円	
D <sub>12</sub>	所得割課税額が169,000円以上184,000円未満である世帯	29,700円	19,800円	18,300円	
D <sub>13</sub>	所得割課税額が184,000円以上198,000円未満である世帯	31,500円	21,000円	18,300円	
D <sub>14</sub>	所得割課税額が198,000円以上215,000円未満である世帯	33,000円	21,900円	18,300円	
D <sub>15</sub>	所得割課税額が215,000円以上235,000円未満である世帯	34,700円	22,900円	18,300円	
D <sub>16</sub>	所得割課税額が235,000円以上255,000円未満である世帯	36,300円	22,900円	18,300円	
D <sub>17</sub>	所得割課税額が255,000円以上270,000円未満である世帯	37,800円	22,900円	18,300円	
D <sub>18</sub>	所得割課税額が270,000円以上285,000円未満である世帯	39,100円	22,900円	18,300円	
D <sub>19</sub>	所得割課税額が285,000円以上301,000円未満である世帯	40,700円	22,900円	18,300円	
D <sub>20</sub>	所得割課税額が301,000円以上340,000円未満である世帯	44,100円	22,900円	18,300円	
D <sub>21</sub>	所得割課税額が340,000円以上397,000円未満である世帯	49,700円	22,900円	18,300円	
D <sub>22</sub>	所得割課税額が397,000円以上425,000円未満である世帯	54,600円	22,900円	18,300円	
D <sub>23</sub>	所得割課税額が425,000円以上である世帯	58,500円	22,900円	18,300円	

備考

- 一 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。
- 二 保育標準時間又は保育短時間の区分にかかわらず、この表の利用者負担額を適用する。
- 三 四月から八月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に、九月から翌年三月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 四 この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。

# 第19号議案

別表第2（第3条関係）

世帯の階層区分		年齢区分による延長保育料（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0円	0円	0円	
B	A階層を除き、区市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
C	A階層及びB階層を除き、区市町村民税課税世帯	均等割のみの課税世帯	700円	700円	700円
D <sub>1</sub>	所得割課税額が5,000円未満である世帯	700円	700円	700円	
D <sub>2</sub>	所得割課税額が5,000円以上15,000円未満である世帯	700円	700円	700円	
D <sub>3</sub>	所得割課税額が15,000円以上48,600円未満である世帯	900円	900円	900円	
D <sub>4</sub>	所得割課税額が48,600円以上51,600円未満である世帯	900円	900円	900円	
D <sub>5</sub>	所得割課税額が51,600円以上60,000円未満である世帯	900円	900円	900円	
D <sub>6</sub>	所得割課税額が60,000円以上77,101円未満である世帯	1,500円	1,400円	1,400円	
D <sub>7</sub>	所得割課税額が77,101円以上97,000円未満である世帯	1,900円	1,400円	1,400円	
D <sub>8</sub>	所得割課税額が97,000円以上115,000円未満である世帯	2,100円	1,400円	1,400円	
D <sub>9</sub>	所得割課税額が115,000円以上135,000円未満である世帯	2,300円	1,500円	1,500円	
D <sub>10</sub>	所得割課税額が135,000円以上150,000円未満である世帯	2,500円	1,700円	1,600円	
D <sub>11</sub>	所得割課税額が150,000円以上169,000円未満である世帯	2,700円	1,800円	1,800円	
D <sub>12</sub>	所得割課税額が169,000円以上184,000円未満である世帯	2,900円	1,900円	1,800円	
D <sub>13</sub>	所得割課税額が184,000円以上198,000円未満である世帯	3,100円	2,000円	1,800円	
D <sub>14</sub>	所得割課税額が198,000円以上215,000円未満である世帯	3,200円	2,100円	1,800円	
D <sub>15</sub>	所得割課税額が215,000円以上235,000円未満である世帯	3,400円	2,200円	1,800円	
D <sub>16</sub>	所得割課税額が235,000円以上255,000円未満である世帯	3,500円	2,200円	1,800円	
D <sub>17</sub>	所得割課税額が255,000円以上270,000円未満である世帯	3,700円	2,200円	1,800円	
D <sub>18</sub>	所得割課税額が270,000円以上285,000円未満である世帯	3,800円	2,200円	1,800円	
D <sub>19</sub>	所得割課税額が285,000円以上301,000円未満である世帯	4,000円	2,200円	1,800円	
D <sub>20</sub>	所得割課税額が301,000円以上340,000円未満である世帯	4,300円	2,200円	1,800円	
D <sub>21</sub>	所得割課税額が340,000円以上397,000円未満である世帯	4,800円	2,200円	1,800円	
D <sub>22</sub>	所得割課税額が397,000円以上425,000円未満である世帯	5,300円	2,200円	1,800円	
D <sub>23</sub>	所得割課税額が425,000円以上である世帯	5,700円	2,200円	1,800円	

備考

- 一 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。
- 二 四月から八月までの月分の延長保育料にあつては前年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に、九月から翌年三月までの月分の延長保育料にあつては当該年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 三 この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(利用者負担額等の特例措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に規定する特定教育・保育施設(保育施設に限る。)又は特定地域型保育事業者が運営する施設(以下「保育施設等」という。)に在籍し、施行日以後も引き続き在籍している江戸川区保育認定子ども(以下「在籍児」という。)及び施行日以後に新たに保育施設等に在籍することとなる同一世帯の江戸川区保育認定子どもの保護者等の平成二十九年四月分から八月分までの利用者負担額及び延長保育料は、なお従前の例による。ただし、この条例の施行により在籍児に係る別表第一に規定する利用者負担額又は別表第二に規定する延長保育料が増額となる場合に限る。

(説明)

利用者負担額及び延長保育料の表の世帯の階層区分を、国の基準額表に合わせるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。